

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告
下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和6年2月19日

さいたま地方法務局不動産登記部門 登記官 江本 雅人
記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
第 0300-2022-0006 号	さいたま市西区大字西遊馬字宿 1 1 6 番
第 0300-2023-0043 号	さいたま市岩槻区大字笹久保新田字四丁 3 1 9 番